

第**3**章 これまでの取り組みの評価と 今後の課題

1 取り組みの評価と今後の課題のまとめ方

平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」への移行に伴い、本市では、第1期の子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～令和元年度）を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。計画策定後においては、毎年度、庁内において各関連事業の実績の把握や今後の方向を整理するとともに、外部の評価会議（枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会）において評価をいただきながら、進行管理を行ってきました。

第1期計画においては、6つの施策目標ごとに取り組みを進めてきましたが、第2期計画期間においても、少子化や家庭児童相談の増加、子どもの貧困問題のほか、女性就業率の増加、家庭と地域とのつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中で、児童虐待防止の強化や待機児童対策の推進など、さまざまな取り組みを充実していく必要があります。

■【参考】 第1期計画における「基本方向（Ⅰ～Ⅲ）」と「施策目標（1～6）」

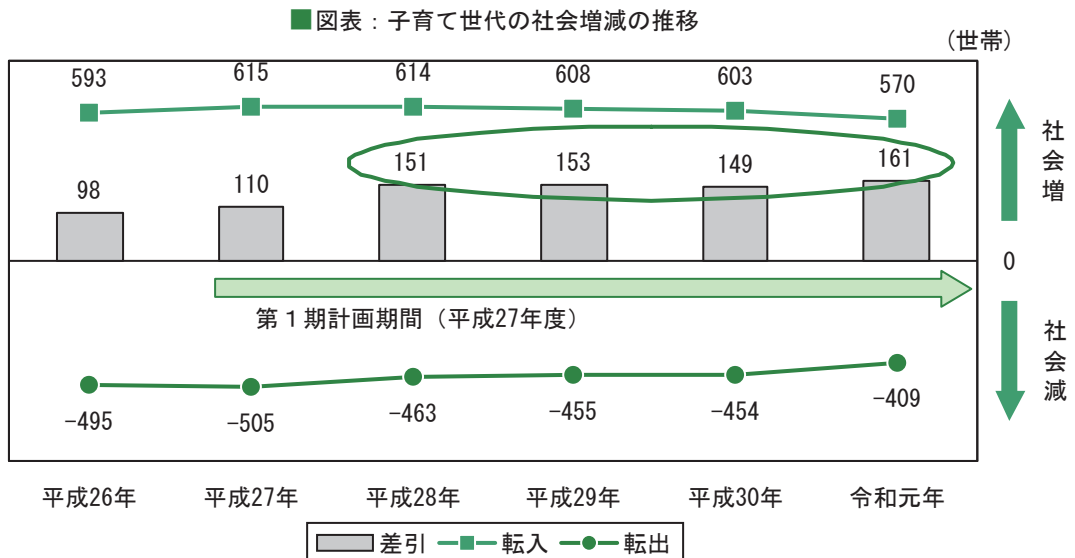
- Ⅰ 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり
 - 1 子どもの生きる力を育む環境の整備
 - 2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備
- Ⅱ 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり
 - 3 子育てで家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進
 - 4 地域における子育ての相談・支援
 - 5 子育てと仕事の両立支援
- Ⅲ 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり
 - 6 子どもの人権擁護の推進

第1期計画の評価として、「第1期計画期間における取り組みの実績」や「第2期計画における主な課題」については、わかりやすく記載する観点から、「第5章 施策の推進方向」の項目において、施策目標ごとに個別に示すこととし、ここでは、第1期計画に基づき、さまざまな子ども・子育て支援策を進めたことによる各施策目標を超えた取り組みの評価として、子育て世帯の社会増減（転入・転出）や子ども・子育て施策に対する市民満足度の推移を記載するとともに、第2期計画において認識すべき主な課題を示します。

2 第1期計画における取り組みの評価

(1) 子育て世帯の社会増減(転入・転出)の推移

本市における人口や世帯数の転入と転出による社会増減については、転出数が転入数を上回る社会減が続いています。しかしながら、下表のとおり、子育て世帯においては、継続して社会増となっており、特に、第1期計画の期間中の平成28年以降、約150世帯の社会増が続いている状況であり、子育て世帯から「選ばれるまち」となる流れをつくっています。



※ここでの子育て世帯は、世帯主の年齢が20歳から44歳までで、かつ子どものいる世帯としています。

(2) 子ども・子育て施策に対する市民満足度の推移

本市の「第5次枚方市総合計画」の基本計画(期間:平成28年度~令和9年度)においては、重点的に進める施策として「安心して子どもを生き育て、健やかな成長と学びを支えるまちをつくる」を掲げています。

総合計画の進捗管理においては、各分野の施策の取り組みの進捗を把握するため、市民意識調査(満足度調査)を実施しており、その推移については、さまざまな支援策を推進してきた結果、以下のとおり、子ども・子育て支援に関連する施策の市民満足度は、第1期計画を策定した平成27年に比べ向上しています。

■ 図表：子ども・子育て施策の市民満足度

- ① 安心して妊娠・出産できる環境が整っていると感じている市民の割合
平成27年 37.3% ⇒ 令和元年 38.5%
- ② 安心して子育てできる環境が整っていると感じている市民の割合
平成27年 37.9% ⇒ 令和元年 44.5%
- ③ 子どもたちへの教育環境が充実していると感じている市民の割合
平成27年 35.3% ⇒ 令和元年 39.4%

3 第2期計画において認識すべき主な課題

第2期計画の推進にあたっては、根拠法である子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的に沿い、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、さまざまな分野の施策を横断的かつ重層的に活用していくことが必要です。

ここでは、第2期計画期間における子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、第1期計画からの継続課題や新たに注目すべき課題を含め、認識すべき主な課題を示します。

(1)子どもの貧困問題

子どもの貧困が社会問題となるなか、令和元年に、改正子どもの貧困対策推進法(略)が施行され、市町村において子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされるなど、より効果的な子どもの貧困対策が求められており、行政や関係機関、地域が連携し、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、支援につなげる体制整備が求められています。

(2)外国籍の子ども等への支援ニーズの増加

平成31年4月に改正出入国管理法(略)が施行され、本市においても、引き続き外国人人口が増加することが見込まれます。このようななか、外国籍や長く外国に居住していたなどの理由で、日本と異なる言語・文化・慣習で育った子どもやその家庭に対し、日本語習得のための機会の提供や、教育・保育の場における支援の充実が必要です。

(3)障害のある子ども等への支援ニーズの増加

障害児に対する支援サービスの利用実績が増加傾向にあるなど、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援ニーズが高まるなか、障害のある子ども等への教育・保育や在宅支援の充実のほか、早期発見・早期支援に努め、切れ目なくフォローができる支援体制が求められています。

(4)児童虐待やいじめの深刻化

児童虐待の深刻な事件が後を絶たない中、令和元年に、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立するなど、児童虐待防止に向けた体制強化が求められています。また、全国のいじめの認知件数は小学校を中心に増加傾向で過去最多を更新しており、引き続き、行政・学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

(5)保育需要の増加

本市では、平成31年4月に、国基準に基づく待機児童数ゼロを達成したところですが、保育需要については、少子化が進行するなかにあっても、女性就業率が上昇傾向にあることなどから、引き続き増加することが見込まれます。第1期計画策定時において算出した教育・保育や放課後児童健全育成事業の目標事業量の見込み値については、想定以上に実績値が上回った経過があり、教育・保育については、平成30年度以降の量の見込みを修正したところです。こうしたことを踏まえ、第2期計画においては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化や本市が進める独自の子育て支援策の影響などを十分に想定した上で目標事業量を算出する必要があり、本市がめざす通年の待機児童ゼロに向け、引き続き待機児童対策を強化していくことが求められます。

(6)少子化の進行

全国的に少子化が進むなか、本市の合計特殊出生率は、全国や大阪府よりも依然として低い状況となっています。少子化に歯止めをかけるため、子どもを安全に安心して生み育てられるよう、出産・育児の経済的な負担軽減や相談支援のほか、子育て家庭の交流の場の提供や、学校教育の充実など、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を進めていくことが求められています。

